

＜一般委託＞

横須賀市生涯学習システム保守管理業務委託 仕様書

横須賀市生涯学習システム保守管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市生涯学習システムの安定した運用を行うため、横須賀市生涯学習システムの保守管理業務を委託する。
2	履行期間	平成31年1月1日から平成31年3月31日
3	施行場所	横須賀市生涯学習センター 横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ内
4	業務内容	別紙「横須賀市生涯学習システム保守管理業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	・保守対象のシステムは、別途契約し、調達する機器により、横須賀市生涯学習センター（横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ内）に構築するシステムとする。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約
9	支払方法	業務完了後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市教育委員会教育総務部生涯学習課 谷合 046(822)9782

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

横須賀市生涯学習システム  
保守管理業務委託  
特記仕様書

平成 30 年 8 月

横須賀市

## 目 次

<b>1. 横須賀市生涯学習システム保守管理業務</b> .....	<b>3</b>
(1) 業務名	
(2) 横須賀市生涯学習システムの概要	
(3) 本件の目的	
(4) 本件について	
①本件の業務	
②本システムの稼働の安定性の重視	
③本システムの機器	
④本システムの機器の仕様	
<b>2. 保守管理業務</b> .....	<b>4</b>
(1) 業務の目的	
(2) 保守対象	
(3) 保守分岐点	
(4) 保守契約の形態	
(5) 支払方法	
(6) 保守管理期間	
(7) 保守管理形態	
(8) システム運用管理	
(9) 対応受付時間	
(10) 対応時間	
(11) 障害発生時の対応	
(12) その他	
<b>3 留意事項</b> .....	<b>6</b>
(1) 機密事項・個人情報保護	
(2) 一括委任又は一括下請負の禁止等	
(3) 疑義の解消	

## 1. 横須賀市生涯学習システム保守管理業務

### (1) 業務名

横須賀市生涯学習システム保守管理業務

### (2) 横須賀市生涯学習システムの概要

横須賀市生涯学習システム（以下「本システム」という。）とは、横須賀市生涯学習センター（以下「センター」という。）内にサーバ（ファイルサーバ・ウィルス対策サーバ・メールサーバ）を設置し、クライアントパソコン、サーバをLAN回線でつなぐネットワーク上で運用するもので、このクライアントパソコン、サーバとネットワーク全体を生涯学習システムという。

### (3) 本件の目的

本件は、横須賀市（以下「本市」という。）がセンターに設置する横須賀市生涯学習システムの「保守管理」を行う受託事業者（以下「受託者」という。）を選定する。

### (4) 本件について

#### ①本件の業務

本件は、本システム公開における下表No.3の業務である。

No.	本システム更改の業務項目
1	本システム設計・構築業務
2	本システムの機器等の調達
3	本システム保守管理業務

#### ②本システムの稼働の安定性の重視

本システムの安定した運用を行うため、①の表のNo.1の設計・構築業務の受託者にNo.3の本業務を委託する。

#### ③本システムの機器

本システムの機器は、①の表のNo.1の設計・構築業務の受託者が作成する物品調達仕様書案に基づき、No.2として別途選定するリース事業者とのリース契約により調達する。

#### ④本システムの機器の仕様

本システムの機器等は、現行システムの機器以上の性能を有するものとする。また、本システム構築における機器の仕様の概要は、「横須賀市生涯学習システム設計・構築業務特記仕様書」に記載のとおりとする。

## 2. 保守管理業務

### (1) 業務の目的

本システムの安定稼働及び品質維持を目的とする保守管理を行う。

### (2) 保守対象

本システム

### (3) 保守分岐点

別事業者が管理するウェルシティ市民プラザ内情報通信網が接続されているL3スイッチ（CenterCOM8724SL）のポートに接続するケーブル及び無線LANアクセスポイント（PK-WL0022A）までを保守範囲とする。

### (4) 保守契約の形態

5年間の月額定額保守とする。

### (5) 支払方法

当該年度の業務完了後に一括払いとする。

### (6) 保守管理期間

平成31年1月1日から5年間とする。（平成35年12月31日）  
平成30年度は、平成31年1月1日から平成31年3月31日までとする。  
なお、機器のリースは平成31年1月1日から5年間のリースとする。  
平成31年度以降は、本市の市議会において当該年度の予算が承認され、かつ、双方合意のある場合に限り、単年度の締結とする。なお、5年間を超えて本システムを保守管理する場合も同様とする。

### (7) 保守管理形態

機器の特性、機器の本システムにおける重要度、緊急性に応じ、下記の項目を組み合わせ実施することとする。

#### ① 定期点検

・ 障害の発生の予防を目的とした定期点検を行うこと。（月1回）

- ・クライアントパソコンのウィルス対策ソフトパターンファイル等の更新、Windows ほか各種アプリケーションソフトのアップデート、サーバのデータバックアップは、1か月に1回以上行うこと。
- ・点検実施後は、その都度、定期点検報告書を提出すること。
- ・年に数回程度、本市との打ち合わせに出席すること。

## ② 現地対応

- ・緊急時等に機器設置場所への出張による対応
- ・15時までに障害の受付を実施した場合は、同日中に現地に出張し、対応を行うこと。
- ・15時以降に障害の受付を実施した場合は、翌営業日に現地に出張し、対応を行うこと。
- ・17時以降の時間で、現地対応が必要な場合には、別途費用が発生するものとする。なお、別途費用は、障害の内容や程度により異なるため、別途協議するものとする。

## ③ 問い合わせ対応

- ・本システム運用に関する電話、メールによる相談対応

## ④ センドバック保守対応

- ・メーカー、ベンダーに移送して工場での修理の実施
- ・移送に関する費用は保守管理事業者で負担すること。

## (8) システム運用管理

システムを良好に維持管理するため、下記の管理を行う。

### ① 構成管理

- ・本システムのネットワーク構成、機器及びソフトウェアの状態の把握、アドレスの把握、ライセンス及びバージョンの管理

### ② 障害管理

- ・障害からの回復対応及び原因究明・分析

### ③ 性能管理

- ・ネットワークの負荷の把握

### ④ データ管理

- ・ハードウェア、ソフトウェアの資源管理

### ⑤ 設定変更

- ・原則として、クライアントパソコンの設定変更は行わない。但し、真にやむを得ない場合を除く。
- ・設定変更を行った場合には、設計書等の成果物を必要に応じて更新すること。

**(9) 対応受付時間**

- ・平日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）の原則9時00分～17時00分とする。

**(10) 対応時間**

- ・障害発生時の対応時間は、平日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）の9時00分～17時00分とする。
- ・障害発生 の時間により、対応時間中での現地対応が困難な場合には、センター職員と別途協議した上で、翌営業日に速やかに現地対応するものとする。

**(11) 障害発生時等の対応**

- ・障害発生時の連絡体制及び連絡方法を確立し、障害対応を行うこと。
- ・発生した問題、障害に関する情報収集及び原因分析を行い、再発防止措置を講じること。また、その内容について、書面により、本市に報告すること。

**(12) その他**

- ・12月29日は、ウェルシティ市民プラザ全施設を停電とし、ウェルシティ内の点検作業を実施するため、復旧対応措置を行うこと。

**3. 留意事項**

**(1) 機密保護・個人情報保護**

本業務の遂行上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または、解除後も同様とする。

**(2) 一括委任又は一括下請負の禁止等**

受託者は、義務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、義務の一部を委任又は請け負わせることは可能とするが、あらかじめ本市に書面により届け出たうえで本市の承認を得た場合に限る。

**(3) 疑義の解消**

本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、受託者と本市が協議して定めるものとする。